

さいたま市大宮区内、川口市内、越谷市内の

「酒類の提供を行う飲食店」「カラオケ店」のみなさまへ

**埼玉県感染防止対策協力金（第3期）申請のご案内**

**（令和2年12月28日～令和3年1月11日営業時間短縮）**

埼玉県産業労働部

この申請のご案内は追加申請受付に係るものです。  
申請できるのは第2期（令和2年12月18日～令和2年12月27日要請分）から第13期（令和3年7月12日～令和3年8月31日要請分）のうち、**1期分に限ります。**  
申請要件については以下のとおりです。

**【申請要件】**

- ①過去に協力金を受給しており、最初の受給より後の期間であること。
- ②過去に申請している期間ではないこと。
- ③要請内容を全て遵守していたこと。

**【申請受付期間】**

**令和3年11月22日（月）～令和3年12月28日（火）**

**【申請・相談窓口】**

**埼玉県中小企業等支援相談窓口**

（埼玉県感染防止対策協力金 事務局）

**電話 0570-000-678**

（平日 午前9時～午後9時、土日祝日 午前9時～午後6時）

**I 協力金の概要**

**1 目的**

埼玉県（以下「県」という。）による特定地域に対する営業時間短縮の要請（令和2年12月28日から令和3年1月11日まで。以下「要請」という。）に全面的に協力した「酒類の提供を行う飲食店」又は「カラオケ店」を運営する事業者（大企業を除く。）に対して、感染防止対策協力金（第3期）（以下「協力金」という。）を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、経営上の影響を受けている事業者を支援することを目的とする。

**2 支給額**

1店舗当たり60万円（最大68万円 「II支給要件」参照）

（令和2年12月28日～令和3年1月11日営業時間短縮）

## II 支給要件

本協力金の支給要件は、次の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 要請を受けた、酒類の提供を行う飲食店又はカラオケ店を運営する事業者（大企業を除く。）であること。
- (2) 要請地域（さいたま市大宮区、川口市及び越谷市）内に実店舗を有すること。
- (3) 要請の前に、夜22時から翌朝5時までの間に営業していた店舗であること。
- (4) 県の要請に応じて、令和2年12月28日から令和3年1月11日までの全ての期間において、要請地域内の店舗（複数店舗を有する場合は全ての対象店舗）が朝5時から夜22時まで営業時間を短縮（休業含む。）したこと。

上記に該当する店舗が、1月8日から1月11日までの全ての期間において、更なる時短営業（夜20時から翌朝5時までの間の営業を行わない。酒類を提供する飲食店は、酒類の提供を朝11時から夜19時まで）に協力した場合は8万円を上乗せ支給。（一店舗あたり68万円）

- (5) 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示していること。
- (6) 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。
- (7) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可その他必要な許認可を受けていること。
- (8) 令和2年12月28日から令和3年1月11日までの間に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (9) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (10) 本協力金の支給を受けた店舗名及び所在地の公表に同意すること。
- (11) その他誓約事項に同意すること。

※1 「事業者」とは、次のいずれかの法人又は個人事業主をいいます。なお、大企業及びみなし大企業（※2）は含みません。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- ② 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第3項に規定する小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が①の中小企業者と同規模のもの
- ③ その他法人であって、常時使用する従業員の数が①の中小企業者と同規模のもの

※2 「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業をいいます。

- ① 大企業（中小企業以外の者）1社が発行済み株式総数・出資総額の1/2以上を単独に所有・出資している中小企業
- ② 複数の大企業が発行済み株式総数・出資総額の2/3以上を所有・出資している中小企業
- ③ 役員半数以上を大企業の役員・社員が兼務している中小企業

### Ⅲ 申請手続等

#### 1 申請受付期間

令和3年11月22日（月）から令和3年12月28日（火）まで

#### 2 申請方法

##### 郵送による申請のみ受け付けます。

申請書類を簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、次の宛先に郵送してください。なお、郵便事故があった場合の責任は負いません。

※令和3年12月28日（火）の消印有効です。

〔送付先〕〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局局留

埼玉県感染防止対策協力金（追加申請）事務局 宛

#### 3 本協力金の申請書類の入手方法

##### （1）埼玉県ホームページからダウンロード

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyouryokukin-tsuikashinsei.html>

##### （2）直接の受取

・埼玉県庁産業労働政策課（本庁舎4階東側）

#### 4 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

##### ◆提出が必要な書類一覧

<b>★1～3の書類は、複数の対象店舗がある場合でも店舗ごとではなく、申請事業者がまとめて提出してください。</b>	
1	埼玉県感染防止対策協力金（第3期）申請書（様式1）
2	本人確認書類のコピー又は写真（*個人事業主のみ） ※いずれか一つを提出してください。 （例）①運転免許証、②パスポート、③健康保険証、④在留カード、 ⑤個人番号カード（オモテ面のみ） など
3	協力金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳等のコピー又は写真 ※ <u>通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を添付</u> してください。
<b>★4～9の書類は、複数の対象店舗がある場合は、店舗ごとにそれぞれ提出してください。</b>	
4	店舗の外観全体（社名や店舗名）が分かる写真 ※のれんや看板などを写して店舗名が分かるように撮影してください。
5	飲食店営業許可その他必要な許認可を取得していることが分かる書類の

（令和2年12月28日～令和3年1月11日営業時間短縮）

	<p>コピー又は写真</p> <p>※<u>取得している許認可の全て</u>を提出してください。</p> <p>(例) 飲食店営業許可、風俗営業許可(接待飲食等営業) など</p>
6	<p>酒類の提供を行っていたことが分かる書類のコピー又は写真</p> <p>(* 飲食店のみ。カラオケ店は不要。)</p> <p>(例) 酒類のメニュー、仕入票 など</p>
7	<p>営業時間短縮の状況が分かる書類のコピー又は写真</p> <p>※<u>変更前と変更後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど対外的に営業時間短縮の事実を周知していることが分かるもの</u>を提出してください。</p> <p>※事業所等の名称や状況(時間短縮の期間、変更前後の営業時間)が分かるように工夫してください。</p>
8	<p>『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を店頭に掲示している写真</p>
9	<p>「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示している写真</p> <p>※QRコード発行などに時間を要する場合は、取得後速やかに掲示をお願いします。</p>

## 5 本協力金に関する問合せ先

埼玉県中小企業等支援相談窓口(埼玉県感染防止対策協力金 事務局)

電話 0570-000-678

※又はお近くの商工会議所・商工会へお問合せください。

## 6 申請書類の審査及び補正

申請書類について、記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。

(1) 書類の誤りや不足等があった場合、書類の誤りや不足等を記載した「補正依頼書」と該当書類を返送します。該当書類を訂正・追加の上、必ず「補正依頼書」と一緒に返送してください。

(2) 軽微な補正事項の場合は、事務局から電話にて内容確認をさせていただく場合があります。日中連絡の取れる連絡先を必ず申請書に記載してください。

## 7 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。支給開始は12月上旬以降を予定しています。

## 8 通知

(1) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を郵送で送付いたします。

(令和2年12月28日～令和3年1月11日営業時間短縮)

- (2) 申請書類の審査の結果、支給要件に該当しないなどの理由で本協力を金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

#### IV 注意事項

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、受け取った協力金は返還していただくとともに、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- (2) 本協力金の支給に必要な場合は、対象店舗の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。また、検査又は報告の結果、本協力金の支給に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。
- (3) 本協力金の支給を受けた店舗名及び所在地はホームページで公表いたします。
- (4) 本協力金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給の結果に関する情報は、店舗所在地の自治体に提供することがあります。